

無料検査に係る Q&A
(令和3年12月28日 第1版)

目次

2 検査を受ける方向け

Q2-1	検査結果の「有効期限」は何日ですか。	3
Q2-2	「無症状者」が対象とありますが、症状とは具体的にどのような症状ですか。	3
Q2-3	症状はないが陽性者に接触した場合、無料検査を受検できますか。	3
Q2-4	今後、ワクチン接種の2回目接種を予定している場合は無料検査を受検できますか。	3
Q2-5	ワクチン・検査パッケージを活用する場合、ワクチンについて、2回目接種から14日経過していませんが無料検査を受検できますか。	3
Q2-6	「健康理由等によりワクチン未接種」の「健康理由」とは何ですか。それを確認する書類は必要ですか。	3
Q2-7	「健康理由等によりワクチン未接種」のうち、ワクチンの副反応への懸念とはどのように考えればよいですか。	4
Q2-8	ワクチンを3回接種済みですが、無料検査の対象となりますか。	4
Q2-9	帰省のために親族等から求めがあって検査を行う場合は無料検査の対象ですか。	4
Q2-10	イベントに参加するために、自己意思で検査を受けたいが、イベント主催者から陰性結果を要求されていない。その場合は、無料検査の対象となりますか。	4
Q2-11	施設に入所している家族に面会するために、本人や施設から陰性の検査結果を求められた場合は無料検査の対象となりますか。	4
Q2-12	長野県外に住んでいますが、無料検査の対象となりますか。	4
Q2-13	無料検査はどこで受けられますか。	5
Q2-14	0~5歳は無料検査の対象ですか。	5
Q2-15	本人確認書類（身分証明書）とは具体的に何ですか。	5
Q2-16	居住実態は長野県内ですが住民票がない場合は、何を本人	5

	確認書類とすればよいですか。	
Q2-17	PCR 検査の結果はいつ出ますか。	5
Q2-18	抗原定性検査（簡易キット）の結果はいつ出ますか。	5
Q2-19	「感染状況が拡大傾向にある時」の一般検査事業に移行するタイミング、また「感染状況が収束期にある時」に戻るタイミングはいつですか。どのように周知されますか。	6
Q2-20	12 歳未満であることの確認はどうすればよいですか。	6
Q2-21	会社等、事業者として、職員に定期的に受検させることは可能ですか。	6
Q2-22	無料検査事業の対象外ですが、他に無料で受けられる事業はありませんか。	6

2 検査を受ける方向け

Q2-1 検査結果の「有効期限」は何日ですか。

PCR 検査等および抗原定量検査は検体採取日+3日、抗原定性検査（簡易キット）は検体採取日+1日です。

Q2-2 「無症状者」が対象とありますが、症状とは具体的にどのような症状ですか。

新型コロナウイルス感染症を疑う症状としては、発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感（全身のだるさ）、咽頭痛（のどの痛み）、鼻汁・鼻閉（鼻水・鼻づまり）、頭痛、関節痛・筋肉痛、下痢、嘔気（吐き気）・嘔吐などが挙げられます。このような症状がある方は無料検査を受検することはできません。

Q2-3 症状はないが陽性者に接触した場合、無料検査を受検できますか。

保健所から濃厚接触者であると判定されていたり、濃厚接触の可能性がある場合は、無料検査の対象外です。

Q2-4 今後、ワクチン接種の2回目接種を予定している場合は無料検査を受検できますか。

2回目のワクチン接種を受ける意志がある場合は対象外となります。ワクチン接種に対し、通常想定される範囲を超えるような副反応の懸念があるために、2回目が接種できない場合は、無料検査事業の対象となります。

Q2-5 ワクチン・検査パッケージを活用する場合、ワクチンについて、2回目接種から14日経過していませんが無料検査を受検できますか。

ワクチン・検査パッケージ制度を活用する場合は、ワクチンを2回以上接種されている方は、無料検査の対象外となります。自費検査提供機関で有料で受検いただくこととなります。

Q2-6 「健康理由等によりワクチン未接種」の「健康理由」とは何ですか。それを確認する書類は必要ですか。

「健康理由」に該当するものとして、主に以下の場合があげられます。

- 重い急性疾患にかかっている場合
- ワクチンの成分に対し、アナフィラキシーなど重度の過敏症の既往歴がある場合
- 基礎疾患等があり、医師に相談の上、ワクチン接種を避けた方がよいと判断

された場合

- 通常想定される範囲を超えるような副反応が懸念される場合
確認は、自己申告による確認となります。

Q2-7 「健康理由等によりワクチン未接種」のうち、ワクチンの副反応への懸念とはどのように考えればよいですか。

専らワクチン接種に伴う主な副反応として通常想定される範囲を超えるような副反応が想定されます。副反応については、ファイザー社あるいはモデルナ社の「新型コロナワクチン予防接種についての説明書」では、主な副反応として、注射した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱などが挙げられており、そのような症状に対する懸念があることが想定されます。

Q2-8 ワクチンを3回接種済みですが、無料検査の対象となりますか。

ワクチン・検査パッケージ等を目的とする場合は無料検査の対象外となります。感染拡大期等に法律に基づく知事の要請を受けて受検する一般検査においては、ワクチン接種回数は問いませんので、長野県内在住で感染不安がある場合は無料検査の対象となります。

Q2-9 帰省のために親族等から求めがあって検査を行う場合は無料検査の対象ですか。

健康理由等によるワクチン未接種の方であれば、ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業の無料検査の対象となります。できる限り出発前にお住いの都道府県で検査の上、帰省するようお願いします。

Q2-10 イベントに参加するために、自己意思で検査を受けたいが、イベント主催者から陰性結果を要求されていない。その場合は、無料検査の対象となりますか。

イベント参加時に提示する必要がない場合は無料検査の対象外です。イベント主催者（事業者）から陰性結果を求められている場合のみ対象です。

Q2-11 施設に入所している家族に面会するために、本人や施設から陰性の検査結果を求められた場合は無料検査の対象となりますか。

健康理由等によるワクチン未接種の方であれば、ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業の無料検査の対象となります。

Q2-12 長野県外に住んでいますが、無料検査の対象となりますか。

ワクチン・検査パッケージ制度等を利用する場合は住所地を問いませんので、無料検査の対象となります。感染拡大傾向時的一般検査事業においては、長野県外在住（長野県内の勤務であるかに関わらず）の方は無料検査の対象とはなりません。

Q2-13 無料検査はどこで受けられますか。

「検査実施事業者」として登録された医療機関、薬局、衛生検査所等で受けることが可能です。長野県ホームページの「検査実施事業者一覧表」をご覧ください。

Q2-14 0～5歳は無料検査の対象ですか。

ワクチン・検査パッケージ制度要綱において、未就学児（概ね6歳未満）については同居する親等の監護者が同伴する場合には、行動制限を緩和する上で、検査が不要とされています。感染状況が拡大傾向にある時の一般検査事業においては、長野県内在住で感染の不安がある場合は、無料検査の対象となりえますが、自己採取ができないことが多いと思われますので、「自己採取ができない場合」の質問をご参照ください。

Q2-15 本人確認書類（身分証明書）とは具体的に何ですか。

運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書の他、健康保険証や学生証等を含みます。

Q2-16 居住実態は長野県内ですが住民票がない場合は、何を本人確認書類とすればよいですか。

ワクチン・検査パッケージ制度等の活用をするために検査を受ける場合は、長野県内在住か否かは問いません。感染拡大傾向時の一般検査事業では、長野県内に居住実態があれば検査の対象となります。身分証明書等での住所確認ができる書類がない場合は、公共料金の請求書や郵便物など居住実態がわかるものを提示してください。

Q2-17 PCR検査の結果はいつ出ますか。

検体採取後、概ね1～2日後に結果通知となる場合がほとんどですが実施事業者によって異なりますので、各事業者にお問合せください。

Q2-18 抗原定性検査（簡易キット）の結果はいつ出ますか。

抗原定性検査（簡易キット）は当日（30分程度）に結果が判明します。具体的な所要時間等につきましては各事業者にお問合せください。

Q2-19 「感染状況が拡大傾向にある時」の一般検査事業に移行するタイミング、また「感染状況が収束期にある時」に戻るタイミングはいつですか。どのように周知されますか。

感染状況が拡大傾向にあることや、県民への受検要請（特措法 24 条 9 項等の発出）は知事の判断となります。一般検査事業の開始および終了時期については、長野県ホームページ等でお知らせします。

Q2-20 12 歳未満であることの確認はどうすればよいですか。

健康保険証等の年齢が記載された身分証明書等での確認を想定しています。

Q2-21 会社等、事業者として、職員に定期的に受検させることは可能ですか。

会社等が事業または福利厚生等の一環として実施する検査は対象外となります。感染状況が拡大傾向にある時の一般検査事業は、知事の要請に基づき、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の県民が受検する費用が無料となるため、従業員個人が要件を満たしている場合は対象となります。

Q2-22 無料検査事業の対象外ですが、他に無料で受けられる事業はありますか。

新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある、あるいは直近 2 週間に陽性者に接触した方等に関しては、医療機関を受診した際、医師の判断により検査料および検査判断料は公費（無料）となります。ただし、初診料や検体採取料等、その他の費用は自己負担となります。上記以外の本事業の対象外の方に関しては、基本的には自費検査提供機関での有料検査となります。地域によって検査費用を助成している場合がありますので、お住まいの市町村にお問合せください。